

学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に向けて

1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。

- 1). 2011年の事故報道以降、てんかんのある児童生徒への、水泳指導、宿泊研修、理科や家庭科の実習等への不当な行動制限等が全国から報告されました。改めて、個人の学習計画に基づき差別を助長しない適切な指導を行ってください。
- 2). てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、さまざまな制限が児童生徒および保護者などに強要されないように、十分なる生活指導指針を設けてください。
- 3). 全教員が基本的な研修を行った後で、学校で判断ができる、坐薬挿入や頓用薬服用のガイドラインを緊急時に限らず設けてください。
- 4). 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
- 5). 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
- 6). スキューバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないよう指導を行ってください。

2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。

- 1). ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）・てんかん（特に欠神発作）のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
- 2). てんかんのあるADHD児への、具体的な支援計画を策定してください。
- 3). 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関するカリキュラムを設けてください。
- 4). 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
- 5). 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、全教員に対しててんかんの基本的で正しい知識の指導を行ってください。
- 6). 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」などを指定し、より正しい知識の習得を促進してください。